

世田谷法人会
アート同好会規約

第1条 目的

本会は、アート観賞やもの作りを通じて、会員相互の親睦を深め、世田谷法人会の活性化を図る事を目的とする。

第2条 名称

本会は、世田谷法人会 アート同好会と称する。

第3条 会員資格

本会の会員は、世田谷法人会会員及びその家族とする。

第4条 役員

本会には次の役員を置き、役員会を構成する。

会長1名、副会長1名、幹事2名、会計1名、顧問1名

第5条 役員任期

役員任期は1年とし、留任は妨げない。

第6条 事務局

本会の事務局は、同好会会長宅に置く。

第7条 入会

第3条の会員資格を有する者で、役員会で承認を得るものとする。

第8条 退会

本人の申し出による外、次の場合には役員会で審議し退会させることができる。

1. 第3条の会員資格を失った者
2. 本会の名誉を甚だしく損じた者

第9条 例会

本会は年間2回の例会を行う。

第10条 その他

本規約に定めていない事項や変更が必要な事項は、役員会でこれを定める。

付則

1. 本規約は、平成26年5月9日制定。平成26年5月9日より施行する。
2. 同好会名称変更に伴い令和2年4月1日より一部規約改訂。